

八王子市地域包括支援センター事業実施要綱

平成18年4月1日施行

平成19年4月1日改正

平成20年4月1日改正

令和3年（2021年）4月1日改正

（目的）

第1条 八王子市地域包括支援センター（以下、「センター」という。）運営事業は、住み慣れた地域で高齢者が尊厳ある暮らしを継続していくことを目標に、支援の必要な高齢者又はその家族等に対し、地域や家族の特性に応じて、各種の保健、医療、福祉サービス（介護保険を含む）、地域の社会資源等を活用し、包括的かつ継続的なサービス体制を充実させることにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、八王子市とする。ただし、適切な事業運営が確保できる医療法人・社会福祉法人等に本事業の全部又は一部について委託することができる。

（利用対象者）

第3条 この事業の利用対象者は、地域において支援の必要な高齢者及びその家族等とする。

（事業内容）

第4条 センターは地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、以下に定める事業を地域に積極的に出向き、又はセンターにおいて行うものとする。

（1）包括的支援事業

ア 総合相談支援

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐこと。

イ 権利擁護

高齢者虐待への対応又は防止、消費者被害の防止など高齢者の権利擁護に努めること。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者に対し、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の様々な社会資源を活用したケアマネジメント体制を支援すること。

エ 第1号介護予防支援

高齢者の心身の状況等に応じた適切なサービスが包括的かつ効果的に実施

されるよう必要な支援を行うこと。

エ 在宅医療・介護連携推進

在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるような体制の構築を推進すること。

オ 認知症総合支援

認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるような地域づくり及び認知症の人やその家族の総合的な支援を行うこと。

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワーク

保健・医療・福祉関係機関のほか、地域のさまざまな資源を活用し、継続的に施設・在宅を通じた地域の生活を支援するため、次項に定める地域ケア会議を開催するほか、地域住民主体のネットワークの構築及び把握に取り組むこと。

(3) 地域ケア会議

多職種協働による個別事例の検討や地域のネットワーク構築、地域課題の把握などを行うため、地域ケア会議を行うこと。なお、詳細は別途定める。

(4) 介護予防普及啓発事業

高齢者並びにその家族を対象とした、介護予防に資する普及啓発などを図る講座・教室の開催などを行うこと。

(事業の実施)

第5条 センターは、以下に定める各項目の体制を確保して事業を実施するものとする。

- (1) センターの業務については、住民の利用度の高い時間帯に対応できる運営体制をとるものとし、詳細は別途定める。ただし、緊急相談等の業務は、24時間対応の体制をとるものとする。
- (2) センターは、相談等を受けた場合等は、速やかに必要な活動を、展開するものとする。
- (3) センターは夜間等の緊急相談等に備え、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等を整えるものとする。
- (4) センターは、市から貸与される地域包括支援センターシステムを適切に管理し、包括的・継続的支援の実施を図るものとする。

(センターに係る要件)

第6条 センターに係る要件は次のとおりとする。

- (1) センターは市並びに市が運営を委託している又は委託することを予定している社会福祉法人、医療法人等が設置すること。
- (2) 事業の適正な運営を確保できる職員の配置を行なうこと。特に運営を受託する法人は配置する職員に事前に十分な研修等を行ない、業務遂行能力を確保すること。

と。

- (3) 24時間を通じて、緊急の相談に対しても適切な助言、関係機関等への連絡等の対応が図られること。
- (4) 市との連携や、保健、医療、福祉の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。

(職員の配置等)

第7条 職員の配置及び責務は次のとおりとする。

(1) 職員の配置

別に定める八王子市地域包括支援センター人員基準に基づき、職員を配置すること。

(2) 職員の責務

ア センターの職員は、利用者及び利用世帯の個人情報の保護に努めるものとし、八王子市個人情報保護条例を遵守するものとする。

イ センターの職員は、本事業の役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等、あらゆる機会をとらえ、包括的支援事業等に関する技術取得等の自己研鑽に努めなければならない。

(事業実施上の留意点)

第8条 事業実施にあたっては次のことに留意する。

- (1) 市は、本事業の実施にあたっては、利用者及び利用世帯の個人情報の保護が図られるよう留意するとともに、このことについてセンターを十分指導するものとする。
- (2) 市は、本事業の趣旨に鑑み、市の関連部門との連携の下に、本事業に対する協力、支援体制を整備するものとする。
- (3) 市は、センター職員の資質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設けるものとする。また、センターにおける活動内容の均一化を図るため、センター業務に関する連絡会を定期的に開催するものとする。
- (4) 市は、本事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況等について、定期的な事業実施状況の報告を求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うものとする。また、調査の結果、公的サービスとしての本事業の機能が十分果たすことができないと認められる場合は、委託を取り消すものとする。
- (5) 受託者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(利用料)

第9条 原則として無料とする。

(センターの構造及び設備)

第10条 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者及び職員の保健衛生及び防災について十分配慮するものとする。

(地域包括支援センター運営協議会の設置)

第11条 市はセンターの公平・中立性の確保、円滑な運営を図るため、介護保険法施行規則第140条の66第2号ロに定める地域包括支援センター運営協議会の機能を有するものとして、高齢者あんしん相談センター運営部会を設置する。なお、設置について、市長が別に定めるものとする。

(その他)

第12条 市は、事業の実施について、地域住民に対して広報誌等を通じて、周知を図るものとする。

第13条 指定介護予防支援事業については会計を明確に区分するものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。